日商協が管理規則改正マニュアル

主務省ガイドライン本決まり

農林水産省、経済産業省は3月23日、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」（以下「委託者保護ガイドライン」という）を正式に制定、両省のホームページなどで公表した。これは5月1日施行の改正商品取引所法での商品取引員の勧誘行為規制のための解釈指針で、多くの具体例を挙げて説明している。この主務省ガイドラインの制定を受けて日本商品先物取引協会（日商協）は同日、各社の受託業務管理規則改正のためのマニュアル、指導等の強化策を新たに策定した。

大きな柱は3つ

主務省の委託者保護ガイドライン素案は、昨年12月15日に公表され、その後、今年1月14日まで一般からの意見を募集、その内容と寄せられた意見に対する両省の考え方を3月22、23日に発表した。

制定したガイドラインは結果的には、昨年12月公表のもの（概要は当協会ニュースの1月号で既報）と比べ、ごく一部の削除、追加があるだけで、ほぼ同じ内容となった。大きな柱は、「適合性の原則」、「不当勧誘規一制」、「説明義務等」の3つ。

規模、特性、業務内容に応じて

これを受けて、日商協は3つの項目の履行に関する「受託業務管理規則の改正のためのマニュアル」を定めた。

会員各社に対して、日商協は、「本マニュアルを参考とし、創意工夫を十分凝らし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じた受託業務管理規則を自主的に作成し、健全性と適切性の確保に努めてほしい」と要請している。

日商協は、このマニュアルに基づいて会員ごとに受託業務管理規則の改正に係る審査を行う。また、改正前の受託業務管理規則で定めている規定のうち、法令諸規則（委託者保護ガイドラインを含む）よりも高いレベルで自己規制している部分について、今回の改正に際して緩和することがないように注意している。

マニュアルでは受託業務管理規則の規定項目として次のような項目を例示している。

経営上の責任については、①経営陣が受託業務管理責任を負うこと②違反者に対する社内処分③管理規則の制定・改廃は取締役会の決議事項。

管理体制、監視機能については、①本店レベルで営業部門から独立した管理部門を設置②支社、支店、営業所等にも本店管理部門直轄の独立管理部署を設置③管理部門を総括する最高責任者は取締役以上④委託者の取引の状況、投資可能資金額、資産の状況について常時把握し、監視する体制を定める――など。

勧誘行為及び取引意思の確認については、主務省の委託者保護ガイドラインに規定されている迷惑勧誘行為、勧誘に先立って顧客に告知すべき事項、勧誘を受ける意思の有無の確認、再勧誘を防止するための対策――などを明確に定めること。

そのほか、適合性の審査（常に不適当と認められる勧誘の対象者、原則として不適当と認められる勧誘の例外要件など）、契約時の説明と確認、商品先物取引の未経験者の保護措置、それら審査等に関する記録の作成保存、顧客カードの記載内容を含め多数の項目にわたって詳細に説明している。

受託等業務に係る指導等を強化

マニュアル策定と同時に、日商協は当協会が2月24日付で要望した「自主規制機能の強化による業界の自己改革の推進について」も参考にして、「受託等業務の適正化に係る指導等の強化策」を策定した。

これは、委託者保護ガイドラインに違反する会員に対しては厳正に制裁を科し、その行為者を処分するが、制裁までに至らない不適正な社内管理、営業行為に対しても、その内容と程度に応じて指導、勧告を行うとしたもの。

「ルールはあるがルールが遵守されない」例があるという当協会の指摘に応えて、各商品取引員の社内審査体制の実効性を確保することと、不適正な営業実態を正すのが狙い。

この指導等強化策の中で例示している指導勧告は、各種審査手続きの強化、顧客属性情報の定期的見直しの義務化、管理責任者の交代、行為者に対する社内処分、行為者の所属する部署等の外務行為の自粛（外務員証の返却）、改善措置、勧誘・受託時の録音や受託における熟慮期間（約諾書締結後最高2週間）の導入の義務化など。

会員の業務の実態に応じた日常の指導を強化し、自主規制機能を十分に発揮することが必要であると考えている。

取引高、経常収益とも減少

総建玉数は29％減

商品取引員の経営に広範囲に変化が起きてきている。（社）商品取引受託債務補償基金協会の経営統計季報を基に見ると、平成16年4～12月の経営状況から、そのことがうかがえる。

【主要経営指標】純資産は増加

平成15年12月末から同16年12月末までの1年間で、会員数、役職員総数、委託者数、預り委託証拠金、営業所数ともに小幅ながらそろって減少した。

特に、総建玉数の減り方が目立ち、自己建玉は39％、委託建玉は27％も急減し、合わせて29％減。営業所数は17カ所減った。

一方、純資産額は4、100億円を超え、6％増。資本金は800億円を超えて3％増。今年5月1日施行の改正商品取引所法では厳しい純資産額規制比率が導入されており、それに備えての動きとみられる。

【損益関係指標】自己売買益は旧に復す

平成16年4～12月の総取引高は1億8、000万枚を下回って7％減。特に自己取引高が13％減と目立つ。

取引益（自己売買益）は27倍と激増したが、前年同期が激減していたため、旧に復したもの。手数料収入は取引高減少の影響から13％減った。この結果、経常収益は3％減。

経常費用の減少は1％にとどまり、経常収支は8％悪化した。

経営調査　平成16年度4～12月期（全会員）

主要経営指標		16年12月末	15年12月末	比較（%）
会員数	社	88	92	96
役職員総数	人	19,777	20,245	98
登録外務員	人	14,640	14,705	100
委託者数	人	112,859	113,684	99
総建玉数	枚	3,757,184	5,287,406	71
委託建玉数	枚	3,187,029	4,359,719	73
自己建玉数	枚	570,155	927,687	61
預り委託証拠金	百万円	468,714	473,449	99
純資産額	百万円	414,322	389,511	106
資本金額	百万円	80,083	77,486	103
営業所数	カ所	514	531	97
損益関係指標		**16年度（4～12月）**	**15年度（4～12月）**	**比較（%）**
総取引高	枚	179,896,036	193,071,666	93
委託取引高	枚	114,469,961	117,508,535	97
自己取引高	枚	65,426,075	75,563,131	87
経常収益	百万円	268,035	275,034	97
手数料	百万円	223,101	256,015	87
取引損益	百万円	27,199	1,007	27倍
経常費用	百万円	218,801	221,616	99
経常収支	百万円	49,234	53,418	92

岡藤ホールディングス発足

岡藤商事は4月1日、持ち株会社「岡藤ホールディングス」を発足させた。傘下に対面営業の商品先物、商品ファンド販売、証券仲介業務を手掛ける岡藤商事と、5月営業開始予定のインターネット取引専門会社（商品先物、外国為替証拠金取引、商品ファンドなど）を抱える。

アスコップ インター・ホールディングスと合併

アスコップは4月1日付でインター・ホールディングスと対等合併し、新会社の社名はアスコップとした。インター・ホールディングスの本社は名古屋統括店になる。また、両社の東京と福岡の支店はそれぞれ統合する。

光陽グループ持ち株会社化

光陽グループの商品先物4社、三貴商事、三晃商事、光陽ファイナンシャルトレード、光陽トラストは4月1日、「光陽ホールディングス」として持ち株会社化し、統括的に経営管理することになった。

傘下には光陽ビジネスサービス、光陽不動産も加わる。

未上場会社6社を統合する形の持ち株会社設立は業界初。スピード感にあふれて透明度の高い効率的な連邦型経営を目指す。